

# 一般社団法人近畿化学協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人近畿化学協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、我が国科学技術の基盤を担う化学及び化学技術の専門家集団として、その知識を結集し、学際研究や異種産業技術間の連けい・交流の場となり、新技術開発を奨励し、もって我が国科学技術の振興と社会経済の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基盤技術開発を目的とした他分野をつなぐ調査研究活動
- (2) 国際研究集会その他国際交流に関する事業
- (3) 優れた研究業績の顕彰
- (4) 人材育成のための研修事業及び能力開発事業
- (5) 化学に関する知識の普及及び情報の提供
- (6) 学術セミナー、講演会、見学会等の開催
- (7) 基盤技術開発に関する受託研究の実施
- (8) その他この法人の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 会員及び社員

(構成員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員
  - ① 本会の目的に賛同して入会した個人（以下「1号正会員」という。）
  - ② 第4号の特別会員の代表者（特別会員あたり1名）（以下「2号正会員」という。）
  - ③ 第4号の特別会員がその法人の所属する職員から推薦し、理事会で承認された指名登録者（特別会員の加入口数1口につき推薦は2名）（以下「3号正会員」という。）
- (2) 終身会員 35年継続して在籍し、総会開催当日に満77歳に達している1号正会員で社員総会において承認を受けた個人
- (3) 名誉会員 所定の手続きを経て社員総会において承認を受けた個人
- (4) 特別会員 本会の目的に賛同して入会した法人

(代議員の選任及び社員)

第 6 条 本会の社員は、前条 1 号正会員（以下「正会員」という。）から概ね 10 名に 1 名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な詳細は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第 2 項の代議員選挙は 2 年に 1 度、2 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員選任及び解任[法人法第 63 条及び第 70 条]並びに定款変更[法人法第 146 条]についての議決権を有しないこととする。）
- 6 代議員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 1 号正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧の権利等）
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第 7 条 本会の 1 号正会員及び特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。また、2 号正会員及び 3 号正会員については、特別会員になった法人が理事会の定めるところにより推薦し、その承認を受けなければならない。ただし、終身会員、名誉会員として承認された者は、本人の承諾をもって各々の会員となる。

（経費の負担）

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、1 号正会員及び特別会員になった時及び毎年、1 号正会員及び特別会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、2 号正会員、3 号正会員、終身会員及び名誉会員は、会費を収めることを要しない。

- 2 必要のある場合は、社員総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 1 号正会員及び特別会員が既に納入した会費、その他の拠出金品はこれ

を返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。社員である会員が除名された場合は、社員としても退会する。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条(任意退会、除名)のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。社員である会員がその資格を喪失した場合は、社員としても退会する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名及び社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第 18 条 社員総会の決議は総社員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、他の社員に委任して、又は書面をもって議決権を行使することができる。この場合、社員総会に出席したものとみなす。

3 前々項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名及び社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長より指名された出席代議員 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 20 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 30 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 条の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第 22 条 理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を越えて含まれてはならない。

第 23 条 監事には、本会の理事及び本会の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法人法上の代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事（業務執行理事）は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 29 条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての 1 号正会員の同意がなければ、免除することができない。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長・副会長・専務理事（業務執行理事）の選定及び解職

(4) その他、理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第 32 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、会長に指名された出席理事 2 名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。議事録押印の出席理事 2 名はその都度会長が指名する。

## 第 7 章 相 談 役

(相談役)

第 36 条 本会に任意の機関として 1 名以上 3 名以下の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は無償とする。

## 第 8 章 資 産 及 び 会 計

(財産)

第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 事業に伴う収入

(3) 資産から生じる果実

(4) その他の収入

2 前項の財産は、社員総会に別に定めるところより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。資産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 39 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名

簿・会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第 42 条 本会は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第 43 条 本会は剰余金を分配することができない。

(残余財産の処分)

第 44 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会は、公告を主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 事務局

(事務局)

第 46 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事をもって充てることができる。

4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事会の議決を経て会長が別に定めることができる。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は土屋 裕弘とする。

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行った時は、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人近畿化学協会の諸規定等は一般社団法人近畿化学協会の諸規定として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

上記は当法人の現行の定款に相違ありません。

平成 29 年 5 月 26 日

大阪市西区靱本町一丁目 8 番 4 号  
一般社団法人近畿化学協会  
代表理事 江口 太郎